

足立区電気自動車等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車のうち四輪のもの、ミニカー又は電動バイク（以下これらを「電気自動車等」という。）を購入した者に対し、その購入に必要な経費の一部について補助金を交付するために必要な事項を定めることにより、電気自動車等の普及を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を図り、もって脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により交付された自動車検査証が有効期間内（同法第62条第2項の規定により当該自動車検査証に有効期間が記入されている場合にあつては、その記入された有効期間内）である同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (4) ミニカー 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とし、型式認定を取得している3輪以上の原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であつて、足立区特別区税条例（昭和39年足立区条例第59号）第45条第1項の標識を取り付けているものをいう。以下同じ。）で、車室を有し、又は輪距が50cmを超えるものをいう。ただし、側面開放の車室で、かつ、輪距が50cm以下の3輪は除く。
- (5) 電動バイク 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とし、型式認定を取得している原動機付自転車で、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項の第二種原動機付自転車を除いたものをいう。
- (6) 中小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）であつて、足立区内に本店、支店、営業所等があるものをいう。
- (7) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項により設立された法人（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）であつて、足立区内に病院、診療所、施設等があるものをいう。
- (8) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の社会福祉法人（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）であつて、足立区内に事業所、施設等があるものをいう。

(9) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の学校法人（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）であって、足立区内に学校、施設等があるものをいう。

(10) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）をいう。

(11) 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人及び一般財団法人（いずれも国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）をいう。

(12) 公益社団法人等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき設立された公益社団法人及び公益財団法人（いずれも国又は地方公共団体が出資する法人を除く。）をいう。

（補助金の交付対象）

第3条 この要綱における補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区内に住民登録がある個人
- (2) 中小規模事業者
- (3) 医療法人
- (4) 社会福祉法人
- (5) 学校法人
- (6) 特定非営利活動法人
- (7) 一般社団法人等
- (8) 公益社団法人等
- (9) 第2号から第8号までに掲げる法人以外の法人であって、足立区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、補助対象者は、次の要件の全てを満たしていなければならない。ただし、区長が特に認めたものは、この限りでない。

- (1) 未登録の電気自動車等を購入し、初度登録日の翌日から起算して12か月を経過していないこと（中古の輸入車の初度登録車を除く。）。
- (2) 購入した電気自動車等が、一般社団法人次世代自動車振興センターの実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において、補助対象車両として認定されていること。
- (3) 電気自動車等を購入した販売店に対する支払いが現金で完了し、又は全額支払いの手続が完了していること。
- (4) 申請者が購入車両の所有者及び使用者であること（電気自動車等を所有権留保付ローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。）。
- (5) 電気自動車等の使用の本拠が足立区内であること。
- (6) 補助対象者が個人の場合（個人事業主である場合を含む。）にあつては、本補助金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。
- (7) 補助対象者が法人の場合にあつては、直近の法人住民税（当該法人の法人住民税

が非課税等の事情がある場合にあっては、法人税)の滞納がないこと。

- 3 同一年度内において本補助金の交付対象となる電気自動車等の台数の上限は、区内に住
民登録がある個人においては1台までとし、中小規模事業者、医療法人、社会福祉法人、
学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等、公益社団法人等及び第1項第9号の区
長が特に必要と認めた法人においては3台までとする。

(補助金対象経費)

第4条 本補助金の対象経費は、電気自動車等の車両本体の購入費とする。

(補助金の交付額)

第5条 本補助金の額は、10万円(ミニカー又は電動バイクを購入した場合にあっては、
2万円)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、当該
補助金の額及び本補助金に係る交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その
上回った金額を当該補助金の額から減額する。ただし、減額後の補助金額に1,000円
未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を本補助金の交付額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電気自動車等
購入費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出し
なければならない。

- (1) 自動車検査証記録事項の写し(電子車検証の交付がない場合は、自動車検査証の
写し)又は標識交付証明書の写し
- (2) 契約書、注文書等当該車両の購入に係る契約が確認できる書面の写し(領収書次号
に規定する書類の金額と一致するものに限る。)
- (3) 当該車両の購入に係る内訳が記載された領収書の写し(ローンによる支払いの場
合は、ローンの契約書の写し)
- (4) 電気自動車等の購入時に下取りがある場合にあっては、下取り車のリサイクル預
託金相当額が確認できる書面の写し
- (5) 当該車両を保管場所において撮影したカラー写真
- (6) ミニカー及び電動バイクの場合は、新車を登録した日及び車台番号が確認できる
書面の写し
- (7) 申請者が個人及び個人事業主で本補助金の申請を行う前々年度1月1日における
住民登録地が足立区以外の場合は、本補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該
住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書
- (8) 法人の場合は、法人の登記事項証明書(発行後3か月以内のものに限る。)
- (9) 法人の場合は、直近の法人住民税納税証明書(法人住民税が非課税などの理由で
当該証明書を取得できない場合にあっては、法人税納税証明書その3の3)
- (10) 個人事業主の場合は、開業届や青色申告書、賃貸契約書等、事業内容が確認で
きる書面の写し
- (11) その他区長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による本補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うもの

とする。ただし、交付申請を受けた本補助金の額の合計が、補助金交付のための予算の額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

- 3 前項ただし書に規定する受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 区長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、第3条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、同条第2項各号に規定する要件を全て備えていると認めるとき（同項ただし書の区長が特に認めたものである場合にあっては、第3条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとき）は、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による決定をした場合、当該申請者に対し、電気自動車等購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその結果を通知するものとする。

- 3 区長は、第1項の規定による審査において、第3条第1項各号のいずれにも該当せず、若しくは同条第2項各号に規定する要件のうち、いずれかの要件を備えていないと認めるとき（同項各号列記以外の部分でただし書の区長が特に認めたものである場合にあっては、第3条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるとき）又は予算の範囲を超えるときは、当該申請の不交付を決定するものとする。

- 4 区長は、前項の規定による決定をした場合、当該申請者に対し、電気自動車等購入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりその結果を通知するものとする。

- 5 第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「本補助金交付決定者」という。）は、電気自動車等購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条第5項の規定により電気自動車等購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出を受けたときは、速やかに本補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 本補助金交付決定者は、本補助金の交付対象となった電気自動車等をその初度登録日から別表に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）内に処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、使用の本拠を区外へ変更し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）をしようとするときは、電気自動車等購入費補助金に係る財産処分承認申請書（第5号様式）、処分する車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し及び財産処分の予定日を確認することができる書類を事前（事前に提出が困難な場合は、事後）に区長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し電気自動車等購入費補助金に係る財産処分承認通知書（第6号様式）により通知する。

- 3 区長は、第1項の規定による財産処分承認申請をした者について正当な理由がないと認

めたときは、電気自動車等購入費補助金に係る財産処分不承認通知書（第7号様式）により当該申請者に通知する。

4 区長は、第2項の承認をする場合においては、付録の式により算出した額の返還を請求するものとする。ただし、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、この限りではない。

5 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による請求を受けたときは、これを区に納付しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 区長は、本補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他の不正の手段により、本補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 前条第1項の規定による承認を受けずに、補助金の交付対象となった電気自動車等の処分をしたとき。

（3） 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

（4） その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに電気自動車等購入費補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により当該申請者に対し通知する。

（不正手続き等に対する措置）

第10条の2 区は、本補助金交付決定者、手続代行者又は施工業者（以下本条において「本補助金交付決定者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本補助金の交付に関する手続きを行い、又は当該手続きその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該本補助金交付決定者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、本補助金交付決定者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該本補助金交付決定者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

（1） 第7条第3項の規定による本補助金の不交付の決定、前条第1項第1号の規定による交付決定の取消し及び次条の規定による本補助金の返還の請求

（2） 区長が別に指定する補助金交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、補助対象者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。

（3） 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

（補助金の返還）

第11条 本補助金交付決定者は、区長が本補助金の交付決定を取り消した場合において、既に本補助金が交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

（状況調査）

第12条 区長は、必要に応じて本補助金の対象となった電気自動車等の状況調査を行うことができる。

（省エネ・節電活動への取組）

第13条 本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に

努めなければならない。

(調査協力)

第14条 本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(管理義務)

第15条 本補助金交付決定者は、本補助金の対象となった電気自動車等を常に良好な状態で管理し、エコドライブに努めなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）の定めるところによるものとする。

2 前項に定めるもののほか、本補助金に関し必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則（27足環政発第3446号 平成28年3月31日区長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（29足環政発第1418号 平成29年8月25日区長決定）

この要綱は、平成29年8月25日から施行する。

付 則（29足環政発第3310号 平成30年3月27日区長決定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（30足環政発第3416号 平成31年3月29日区長決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（31足環政発第1529号 令和元年8月21日区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則（31足環政発第3508号 令和2年3月12日区長決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（4足環政発第4122号 令和5年2月22日区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5足環政発第5031号 令和6年3月28日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足環政発第530号 令和7年5月27日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区電気自動車等購入費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (7足環政収第6993号 令和8年3月31日 区長決定)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

区分	貸自動車業用車両	貸自動車業用車両以外
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車	3年	4年
ミニカー、電動バイク	3年	3年

付録 (第9条関係)

$$\text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

※1, 000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

経過期間は初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数で計算する。例えば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となる。処分制限期間も、月数（1か月未満は切捨て）で計算する。

（提出先）
足立区長

電気自動車等購入費補助金交付申請書

電気自動車等購入費補助金の交付を下記のとおり申請します。本補助申請にあたっては、電気自動車等購入費補助金交付要綱の規定を遵守します。また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報及び税務情報を調査し、利用することを承諾します。

記

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ （同意の場合は、に✓をしてください）

申請者

住所	〒 -
ふりがな	
申請者名	
電話番号	- - (昼間の連絡先 - -)

1 補助対象車両 (<input type="checkbox"/> に✓をしてください。)	種類： <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> ミニカー <input type="checkbox"/> 電動バイク	
	メーカー名：	
	車名：	
	車両番号：	
レンタカーとしての使用： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
2 購入・登録年月日	(購入) 年 月 日	(登録) 年 月 日
3 車両の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> その他()	
4 使用の本拠の位置	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ <input type="checkbox"/> その他()	
5 補助金交付申請額	円	
6 他の補助金の 有・無	申請状況	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし
	団体名	補助金交付額(予定) 円
7 申請書提出者 (申請者と異なる場合は記入)	会社名：	
	担当者：	連絡先：

様

足立区長

電気自動車等購入費補助金交付決定通知書

先に申請のあった電気自動車等購入費補助金について、足立区電気自動車等購入費補助金要綱第7条第1項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 対象車両

メーカー名： _____

車 名： _____

車両番号： _____

2 補助金交付金額

¥ _____

3 補助金交付決定後の注意事項

足立区電気自動車等購入費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金の交付対象となった電気自動車等をその初度登録日から下記の表に定める期間内に処分しようとするときは、財産処分承認申請書を提出し承認を受ける必要があります。

区分	貸自動車業用車両(※)	貸自動車業用車両以外
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車	3年	4年
ミニカー、電動バイク	3年	3年

※貸自動車業用車両はレンタカー事業を行うために購入した車両を指します。

4 補助金の交付決定の取消しおよび補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の手段により、本補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付対象となった電気自動車等について未承認の財産処分をしたとき。
- (3) その他、本補助金の交付要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

No. _____

様

足立区長

電気自動車等購入費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった電気自動車等購入費補助金について、足立区電気自動車等購入費補助金要綱第7条第3項に基づき、下記の理由により不交付を決定しましたので通知します。

記

1 対象車両

メーカー名： _____

車 名： _____

車両番号： _____

2 理 由

No. _____

電気自動車等購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区電気自動車等購入費補助金要綱第7条第5項に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

本請求書兼口座振替依頼書の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ （同意の場合は、に✓をしてください）

補助金請求金額	¥								
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

〒

住 所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

（提出先）
足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信用組合 信用金庫 ・ 農 協								本 店 支 店 出張所	
	預金種目	普 通	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人									

*口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. _____

（提出先）
足立区長

（申請者）

住所	〒 -
ふりがな	
申請者名	
電話番号 (昼間の連絡先	- -)

電気自動車等購入費補助金に係る財産処分承認申請書

先に電気自動車等購入費補助金の交付決定を受けた車両の処分について、足立区電気自動車等購入費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収 第 号

2 対象車両 車 名 : _____

型 式 : _____

車両番号 : _____

3 処分の予定日 年 月 日

4 処分の内容 _____

5 処分の理由 _____

添付書類

- 1 処分する車両の自動車検査証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）の写し
- 2 財産の処分予定日が分かる書類

様

足立区長

電気自動車等購入費補助金に係る財産処分承認通知書

先に届出のあった電気自動車等購入費補助金に係る財産処分について、足立区電気自動車等購入費補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 対象車両 車 名 : _____

型 式 : _____

車両番号 : _____

3 返還金額

¥ _____

4 その他

【返還金額について】

(1) 処分日

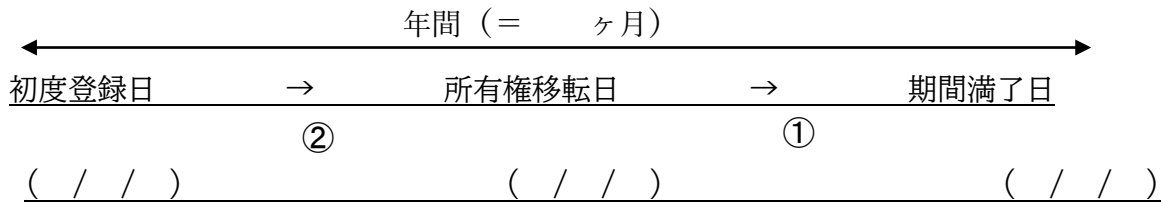
年 月 日

(2) 処分制限期間（初度登録日から 年間）

年 月 日～ 年 月 日

※初日は算入しない。

- ① 算出対象期間（ ヶ月）…処分制限期間から②を除いた期間
- ② 経過期間（ ヶ月）…初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数



$$\cdot \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) = \text{返還額}$$

算出対象期間

$$100,000 \times (1 - \frac{\quad}{\quad}) = \underline{\hspace{2cm}}$$

※1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

様

足立区長

電気自動車等購入費補助金に係る財産処分不承認通知書

先に申請のあった電気自動車等購入費補助金に係る財産処分承認申請について、足立区電気自動車等購入費補助金交付要綱第9条第3項に基づき、不承認としましたので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 購入車両 車 名 : _____

型 式 : _____

車両番号 : _____

3 不承認の理由

4 そ の 他

様

足立区長

電気自動車等購入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、足 収第 号で通知した電気自動車等購入費補助金交付決定について、足立区電気自動車等購入費補助金要綱第10条第1項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 対象車両

メーカー名： _____

車 名： _____

車両番号： _____

2 理 由

3 補助金交付決定取消金額

¥ _____

No. _____